

財政援助団体等監査結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

1	東区市民映画音楽祭実行委員会(財政援助団体監査) ・監査対象負担金 地域力向上事業「東区市民映画音楽祭」負担金(平成27年度分) ・負担金の所管課 東区役所 区振興課
2	公益財団法人浜松市体育協会(財政援助団体監査) ・監査対象負担金 細江地域スポーツ団体活動事業負担金(平成27年度分) ・負担金の所管課 北区役所 まちづくり推進課
3	公益財団法人浜松市体育協会(財政援助団体監査) ・監査対象負担金 三ヶ日地域スポーツ団体活動事業負担金(平成27年度分) ・負担金の所管課 北区役所 三ヶ日協働センター
4	浜北産業祭実行委員会(財政援助団体監査) ・監査対象負担金 浜北産業祭負担金(平成27年度分) ・負担金の所管課 浜北区役所 まちづくり推進課
5	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会(公の施設の指定管理者監査) ・公の施設 浜松市三ヶ日総合福祉センター・浜松市三ヶ日児童館 ・施設の所管課 北区役所 社会福祉課
6	TAC・ビューテック東海共同事業体(公の施設の指定管理者監査) ・公の施設 浜松市浜北温水プール ・施設の所管課 浜北区役所 まちづくり推進課
7	公益財団法人浜松市体育協会グループ(公の施設の指定管理者監査) ・公の施設 明神池運動公園・ ^{くちなしいげ} 梶池緑地・天竜川運動公園・御馬ヶ池緑地・天竜川大平運動公園 ・施設の所管課 浜北区役所 まちづくり推進課

第2 監査の範囲

- 1 財政援助団体については、平成27年度に執行された本市からの負担金及び補助金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 2 公の施設の指定管理者については、主に平成27年度及び平成28年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第3 監査の期間

平成29年3月1日から同年5月17日まで

第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 東区市民映画音楽祭実行委員会(財政援助団体監査)

(1) 負担金の概要

負担金名	地域力向上事業「東区市民映画音楽祭」負担金(平成27年度分)
所管課	東区役所 区振興課
交付団体の所在地	浜松市東区流通元町20番3号
負担金の目的	東区の音楽分野での地域資源を活用することにより、特色あるまちづくりを推進し、住みよい地域社会の実現や、人の和、地域の絆の構築を図る。
事業の内容	ア 開催日 平成27年11月8日(日) イ 場所 浜松日体中・高等学校第1体育館 ウ 内容 東区に関連がある音楽家、演奏家による映画音楽主体の演奏会 エ 入場者数 400人
負担金額	1,300,000円
負担金交付の根拠	平成27年6月11日の東区市民映画音楽祭実行委員会第1回総会にて、収入に浜松市負担金1,300,000円を含む平成27年度予算を承認

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 公益財団法人浜松市体育協会(財政援助団体監査)

(1) 負担金の概要

負担金名	細江地域スポーツ団体活動事業負担金(平成27年度分)
所管課	北区役所 まちづくり推進課
交付団体の所在地	浜松市東区和田町808番地の1
負担金の目的	細江地域におけるスポーツ団体(地域スポーツ団体、少年団等)の活性化を図る。
事業の内容	ア スポーツ団体の地域活動の推進事業 イ 子どもたちの健全育成に努める事業 ウ 交流大会開催及び参加事業 エ スポーツ教室・講習会開催事業

	オ その他目的達成のための事業
負担金額	915,000円
負担金交付の根拠	平成27年5月30日の平成27年度浜松市体育協会細江支部総会にて、収入に浜松市負担金915,000円を含む平成27年度予算を承認

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

3 公益財団法人浜松市体育協会(財政援助団体監査)

(1) 負担金の概要

負担金名	三ヶ日地域スポーツ団体活動事業負担金(平成27年度分)
所管課	北区役所 三ヶ日協働センター
交付団体の所在地	浜松市東区和田町808番地の1
負担金の目的	三ヶ日地域におけるスポーツ団体(地域スポーツ団体、少年団等)の活性化を図る。
事業の内容	ア スポーツ団体の地域活動の推進事業 イ 子どもたちの健全育成に努める事業 ウ 交流大会開催及び参加事業 エ スポーツ教室・講習会開催事業 オ その他目的達成のための事業
負担金額	715,000円
負担金交付の根拠	平成27年4月19日の平成27年度浜松市体育協会三ヶ日支部総会にて、収入に浜松市負担金715,000円を含む平成27年度予算を承認

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

4 浜北産業祭実行委員会(財政援助団体監査)

(1) 負担金の概要

負担金名	浜北産業祭負担金(平成27年度分)
所管課	浜北区役所 まちづくり推進課
交付団体の所在地	浜松市浜北区貴布祢3000番地
負担金の目的	浜北区内の農業、商業、工業などの産業を市内外に発信することにより、産業の活性化と地域文化の創造を図る。
事業の内容	ア 農業、商業、工業の地場産品等の展示及び即売 イ 各種イベント開催

	ウ その他目的達成に必要な事業
負担金額	5,000,000円
負担金交付の根拠	平成27年6月19日の第3回実行委員会にて、収入に浜松市負担金5,000,000円を含む平成27年度予算を承認

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

5 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市中区成子町140番地の8

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市三ヶ日総合福祉センター・浜松市三ヶ日児童館
所管課	北区役所 社会福祉課
所在地	浜松市北区三ヶ日町宇志803番地
施設の概要	<p>ア 開設日 平成7年10月16日</p> <p>イ 概要 鉄筋コンクリート造2階建、敷地面積8,896.99㎡、延床面積3,010.53㎡</p> <p>(ア) 三ヶ日総合福祉センター 事務室、研修室、機能回復訓練室、入浴施設、集会室 等</p> <p>(イ) 三ヶ日児童館 児童室、視聴覚室、図書コーナー</p>
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	35,074,285円(平成27年度) 35,074,285円(平成28年度)
利用料金制	導入済(三ヶ日総合福祉センター)
指定管理者の主な業務	<p>ア 三ヶ日総合福祉センター</p> <p>(ア) 福祉総合相談、福祉教育及び日常生活の自立支援に関すること。</p> <p>(イ) 地域福祉活動の育成及び支援に関すること。</p> <p>(ロ) ボランティア活動の育成及び支援に関すること。</p> <p>(ハ) 三ヶ日総合福祉センターの利用の許可に関する業務</p> <p>(ニ) 三ヶ日総合福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(ホ) 前各号に掲げるもののほか、三ヶ日総合福祉センターの管理に関して浜松市が必要と認める業務</p>

	<p>イ 三ヶ日児童館</p> <p>(ア) 健全な遊びを通し、児童の集団的及び個別的な指導を行うこと。</p> <p>(イ) 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長すること。</p> <p>(ウ) 三ヶ日児童館の利用の許可に関する業務</p> <p>(エ) 三ヶ日児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(オ) 前各号に掲げるもののほか、三ヶ日児童館の管理に関して浜松市が必要と認める業務</p>
--	--

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

財政援助団体等監査

北区役所 社会福祉課、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

入浴施設の回数利用券の承認について(所管課及び団体に対するもの)

浜松市三ヶ日総合福祉センターの利用料金について、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるとしているが、市長の承認を得ずに11回綴りの回数利用券を10回利用の料金で発行しているため、同条例に基づき、適正な事務処理をされたい。

6 TAC・ビューテック東海共同事業体(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

東京都中野区中野二丁目14番16号

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市浜北温水プール
所管課	浜北区役所 まちづくり推進課
所在地	浜松市浜北区平口5042番地の125
施設の概要	<p>ア 開設日 平成16年5月1日</p> <p>イ 概要 地上1階・地下1階鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 25mプール(4コース、水深1.25m) 子ども用プール(水深0.55m) 流水プール(約32m、水深1.05m) 歩行者専用プール(2コース、水深1.05m) リラクゼーションプール(水深0.75~0.90m) 等</p>

指定期間	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	30,120,000円(平成27年度) 28,440,000円(平成28年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の 主な業務	ア 管理施設の使用許可に関する業務 イ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 管理施設等の維持管理に関する業務 エ 管理施設の自主事業に関する業務 オ その他浜松市が必要と認める事項

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

財政援助団体等監査

浜北区役所 まちづくり推進課、TAC・ビューテック東海共同事業体

第三者委託の承諾について(所管課及び団体に対するもの)

浜松市浜北温水プールに関する基本協定書第12条において、事前に市の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に委託することができると規定されているが、次の業務について、市の承諾を得ず第三者に委託しているため、同協定書に基づき、適正な事務処理をされたい。

区分	業務内容	
設備保守	建築設備定期点検	自動ドア保守点検
	衛生設備保守点検	消防用設備保守点検
	空調設備保守点検	防火対象物保守点検
清掃等	場内外清掃	受水槽清掃
	プール水抜き清掃	窓ガラス清掃
その他	機械警備	樹木剪定・除草
	害虫駆除	廃棄物処理(一般可燃物)
	水質検査	—

7 公益財団法人浜松市体育協会グループ(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市東区和田町 808 番地の 1

(2) 指定管理業務の概要

施設名	明神池運動公園・梶池緑地・天竜川運動公園・御馬ヶ池緑地・天竜川大平運動公園
所管課	浜北区役所 まちづくり推進課
所在地	<p>ア 明神池運動公園 浜松市浜北区宮口 391 番地の 5</p> <p>イ 梶池緑地 浜松市浜北区宮口 4666 番地の 1</p> <p>ウ 天竜川運動公園 浜松市浜北区中瀬・永島地先</p> <p>エ 御馬ヶ池緑地 浜松市浜北区於呂 3732 番地の 1</p> <p>オ 天竜川大平運動公園 浜松市浜北区中瀬地先</p>
施設の概要	<p>ア 明神池運動公園</p> <p>(ア) 開設日 平成元年 12 月</p> <p>(イ) 概要 野球場グラウンド、テニスコート 6 面、夜間照明設備 等</p> <p>イ 梶池緑地</p> <p>(ア) 開設日 平成 9 年 3 月</p> <p>(イ) 概要 多目的広場 1 面、夜間照明設備</p> <p>ウ 天竜川運動公園</p> <p>(ア) 開設日 昭和 57 年 10 月</p> <p>(イ) 概要 野球場 4 面、ソフトボール場 9 面、サッカー場 2 面、陸上競技場 1 面 等</p> <p>エ 御馬ヶ池緑地</p> <p>(ア) 開設日 平成元年 3 月</p> <p>(イ) 概要 多目的広場 1 面、テニスコート 2 面 等</p> <p>オ 天竜川大平運動公園</p> <p>(ア) 開設日 平成元年 3 月</p> <p>(イ) 概要 テニスコート 4 面、ゲートボール場 1 面、多目的広場 1 面 等</p>
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
指定管理料	16,457,143円(平成27年度) 16,457,143円(平成28年度)
利用料金制	導入済(明神池運動公園利用料金、梶池緑地夜間照明利用料)
指定管理者の主な業務	<p>ア 管理施設の使用許可に関する業務</p> <p>イ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務</p> <p>ウ 管理施設等の維持管理に関する業務</p> <p>エ その他浜松市が必要と認める事項</p>

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

第6 財政援助団体等監査の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

1 TAC・ビューテック東海共同事業体(公の施設の指定管理者監査)

公の施設 浜北温水プール

所管課 浜北区役所 まちづくり推進課

浜松市浜北温水プールの指定管理業務において、過去の指定管理者が発行した利用回数券及びプリペイドカードの残高に係る精算ルールを定めていなかったため、27年度以降に当該回数券等により利用された料金を現在の指定管理者が負担している実態がある。

利用回数券等は、市民の施設利用に際して利便性を高めるものとして有効なものであることから、今後は、後任の指定管理者が、利用回数券等の残高にかかる精算金を前任の指定管理者から受け取るルールを定めるなど、適切に調整が行われるよう取り組まれない。

2 公益財団法人浜松市体育協会グループ(公の施設の指定管理者監査)

公の施設 明神池運動公園・梶池緑地・天竜川運動公園・御馬ヶ池緑地・天竜川大平運動公園

所管課 浜北区役所 まちづくり推進課

明神池運動公園、梶池緑地、天竜川運動公園、御馬ヶ池緑地及び天竜川大平運動公園の5施設について、公益財団法人浜松市体育協会グループが一体的に指定管理業務を行っているが、梶池緑地のグラウンド脇に金属片が放置されていたり、天竜川大平運動公園のテニスコートでは経年劣化によりコート表面が破損していたりするなど、公営施設としてあるべき安全管理が行き届いていない部分がみられる。

まちづくり推進課は、指定管理者からの事業報告の徹底を図るとともに、課として迅速な確認をし、指定管理者と連携して必要な処置をすることで利用者の安全確保に取り組まれない。

また、一部の施設において、市に無断で照明設備等が設置されているが、設置を許可するなど必要な手続きが行われていない。

今後は、管理責任の所在を明確にし、関係法令に基づいた処理を実施されたい。